

# 一般社団法人シンデレラプロジェクト会員規約

この会員規約（以下「本規約」という。）は、一般社団法人シンデレラプロジェクト（以下「当法人」という。）と、一般社団法人シンデレラプロジェクト会員（以下「会員」という。）との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規約を承認したことになります。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、一般社団法人シンデレラプロジェクト（以下、「当法人」とする。）の定款に定められた会員が、定款第3条の目的を遂行するため、会員に対する規約として定める。

（本規約の範囲）

第2条 本規約は、当法人に会員として入会した者が、会員として行う一切の行為に適用する。

## 第2章 会員資格

（会員）

第3条 当法人の会員は次の2種とし、当法人の定款3条の目的に賛同し、本規約を承諾、且つ当法人の理事会の承認を得たものを条件とする。

- （1）正会員 当法人の社員に該当する個人又は法人
- （2）賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- 2 前項の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 3 第3条1項の例外として協力店制度を設け、当法人の目的に賛同した企業、団体等を対象とする。

（入会申込）

第4条 当法人に入会を希望する個人又は法人は、当法人のホームページ及びFAX（指定用紙）にて入会申込を行うこととする。その他の方法は原則として受付けない。

- 2 申込者の情報につきましては当法人で厳重に管理の上、賛助会員宛の各種特典のお知らせとメールマガジンの配信に利用する。
- 3 正会員の入会申込みは原則行わない。

(入会審査)

第5条 当法人の指定金融機関口座にお振込金(1口以上)を確認次第、賛助会員の資格を付与する。

- 2 当法人は入会申込者に対し、第1項の入会審査の決定を会員証の送付にて通知する。

(会費と年会費の支払い)

第6条 会費は年会費のみとする。

年会費：賛助会員(法人) 五千円/1口以上とする。  
(個人事業主) 五千円/1口以上とする。  
(個人) 三千円/1口以上とする。

- 2 年会費の対象年度は当法人が年会費の支払いを確認し、会員証の発送処理日から1年間とする。
- 3 年会費の支払いは、当法人が会員宛に発行する電子メール及びFAXに基づき、会員有効期限を超えない日までに当法人の指定金融機関口座に振込まなければならない。(振込手数料は会員負担)
- 4 当法人が会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないこととする。

(会員資格有効期間)

第7条 会員資格有効期間は、前6条により支払った年会費の対象期間とする。

- 2 会員が、会員資格有効期間を1ヶ年延長する場合は、当法人が会員宛に発信する電子メール及びFAXに基づき、到達後1ヶ月以内に年会費を支払うこととし、以後も同様とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 第9条退会の規定により退会した場合
  - (2) 第10条除名の規定により除名された場合
  - (3) 個人会員にあっては、本人が成年被後見人もしくは被保佐人になった場合、または死亡もしくは失踪宣告された場合
  - (4) 法人会員にあっては、会員である法人が解散、破産、民事再生手続開始、会社更生法手続、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合
  - (5) 年会費の支払いを会員資格有効期間を過ぎて2ヶ月以上滞納した場合
  - (6) 当法人が解散した場合
- 2 会員は、前項各号によって会員資格が喪失しても、未納の年会費他当法人への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、当法人に対し電子メールによる退会の申し出をすることにより、いつでも退会することができる。ただし、法人会員は1ヶ月以上前に当法人に対し予告するものとする。

2 退会した会員は、会員証等を破棄し退会日以降一切の使用を禁止する。

(除名)

第10条 当法人は、会員が次の各号の一に該当すると当法人が認めた場合、会員を除名することができる。

(1) 当法人の名誉を棄損し、または当法人の目的に反する行為があった場合。

(2) 諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。

(3) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合。

(4) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき。

(5) 入会申込の際、偽名等虚偽の事項を記入した場合。

(6) その他、当法人が不相当と判断したとき。

2 前項の除名の決定は、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができるものとし、除名した会員にはその旨を通知する。

(変更の届出)

第11条 会員は、その氏名もしくは名称、住所、または連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には遅滞なく電子メール及びFAXにて変更手続を行うものとする。

2 当法人は、会員が前項の変更手続を行わなかったことによって生じた不利益については一切の責任を負わないものとする。

### 第3章 会員の権利と義務

(会員の権利)

第12条 第3条に定める正会員、賛助会員は次にあげる事項について権利を有する。

(1) 当法人が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に優先参加することができる。

(2) 当法人が企画する各種研究会等の事業を企画・運営・推進することを

希望すれば当法人の理事会の承認を経て参加することができる。

- (3) 当法人が発行するニューズレターの配信を受けることができる。
- (4) 正会員は総会における議決権を有する。
- (5) 保護犬のトリミング費用は理事会で承認された店舗に補助金を年1回頭数に応じて支払う。(別紙参照)

#### (会員情報の取扱い)

第13条 会員および入会申込者は、本人から直接当法人に対し提示を受けた会員の個人情報(以下「会員情報」する。)を、当法人が各号に定める利用目的の範囲内で利用することに同意する。

- (1) 第5条に定める入会審査。
  - (2) 当法人の事業運営上、他の会員に知らせる必要がある場合。
  - (3) 当法人が会員サービスに関わる業務その他を第三者に委託する際、守秘義務を課して会員情報を取り扱わせる場合。
  - (4) 会員情報を予め会員承諾のもと当法人のホームページに掲載する場合。
  - (5) 会員情報は個人情報保護法を順守し事務局が管理する。
- 2 会員は、当法人の業務活動上知り得た、または取得した会員情報の取扱いについて、次に掲げる事項を順守しなければならない。
- (1) 適切かつ適法な手段によって取扱うこと。
  - (2) 会員の管理下にある他の会員の個人情報に対し、他から不正アクセスや紛失、破壊、漏えい等の恐れがある場合は自ら適切な措置を講ずること。
  - (3) 個人情報に関する法令およびその他の規範を順守すること。

#### (著作権)

第14条 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関与する者が当法人の活動上にて作成した著作物の著作権者は当法人とする。

この著作物とは、各種報告書、記録資料、課題資料、研究資料、調査資料、アンケート資料、議事録等一切の成果物をいう。

- 2 当法人の発意に基づき、会員または当法人の業務に関する者が当法人の業務活動上にて作成したソフトウェアプログラム等の著作物の著作権は当法人とする。

#### (商号および商標等の利用)

第15条 当法人が定めた商号および商標を利用する場合は、理事会の承認を経て一定の利用料を徴収するものとする。

## 第4章 禁止事項および損害賠償と免責条項

### (禁止事項)

第16条 会員は、次に定める行為をしてはならない

- (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること。
  - (2) 当法人の職務上知り得た秘密を他に漏洩すること。この場合の秘密とは当法人以外へ公開することのない情報をいう。
  - (3) 当法人の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を当法人の活動以外に利用すること。
  - (4) その他、当法人の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害する等の法律に反する行為、またはその恐れのある行為。
- 2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有する。

### (損害賠償)

第17条 会員は前16条の禁止事項によって、当法人、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければならない。

### (免責条項)

第18条 当法人は、会員が当法人に起因して生じたいかなる損害についても責任を負わないこととする。

## 第5章 本規約の追加・変更

### (本規約の追加・変更)

第19条 当法人は、理事会の承認を経て本規約の内容を追加・変更または削除する。

### (附則)

本規約は、平成25年2月14日より施行する。  
平成25年6月24日より改正する。

以上